

【中央公民館】感染拡大予防対策を講じた再開方針

令和2年5月29日現在

○ 再開時期

- ・ 6月1日（月）から

○ 会議室の利用制限人数

① 第1会議室	: 10人	(4.6m×6.5m ≒ 30 m ² ÷3 m ²)
② 第2会議室	: 28人	(6.5m×13m ≒ 85 m ² ÷3 m ²)
③ 第3会議室	: 18人	(6.3m×8.5m ≒ 54 m ² ÷3 m ²)
④ 講堂 (7F)	: 50人	(10m×15m ≒ 150 m ² ÷3 m ²)
⑤ 和室 (全面)	: 15人	(8.3m×5.4m ≒ 45 m ² ÷3 m ²)
⑥ 工作室	: 18人	(8.4m×6.4m ≒ 54 m ² ÷3 m ²)

○ 利用者の制限

- ・ 県外在住者の利用は当面の間制限させていただきます
- ・ 当面の間、町内の団体を除く新規団体の利用を制限させていただきます

○ 開館時間

- ・ 午前8時30分 ～ 午後10時（通常どおり）

○ 換 気

- ・ 30分に1回、5分程度、2方向の窓、扉を全開してください
- ・ 講堂を屋内運動場と同等の利用をする場合は、4機すべての換気扇を常時稼働させてください

○ 利用者に制限・順守を求める事項

- ・ 利用責任者に、事前に利用者に順守を求める事項を文章等で説明いたします
- ・ 利用者はマスクの着用をお願いします
- ・ 利用者は入館時及び必要に応じた手指消毒及び手洗いをお願いします
- ・ 発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入館しないようにお願いします
- ・ 鼻水や唾液などが付いたゴミ、使用後のマスク等はお持ち帰りください
- ・ トイレは便器の蓋を閉めて流してください
- ・ 利用責任者は会議室利用後に利用チェックシートを提出してください
- ・ 利用責任者は利用者名簿を作成し保管してください
- ・ 利用者名簿には、氏名、住所、連絡先を記載し、利用責任者が保管してください

- ・感染者が発生した際には、接触者特定ため利用者名簿の提出を求める場合があります
- ・合唱や管楽器の演奏等飛沫が飛びやすい活動を行う際は、十分な対人距離（2 m 以上）を確保するなど、活動の内容に応じた感染予防対策をとってください

○ 管理者の対策

- ・トイレの便座、スイッチ、洗浄レバー等は、9 時と 17 時の 2 回清拭消毒を行います
- ・会議室内のテーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ等、他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒します
- ・消毒は、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、9 時と 17 時の 2 回清拭消毒を行います
- ・手洗い場に、ペーパータオルを設置します

○ 対策の確認

- ・別途チェックリストで対策事項が遵守できているか確認します